（準用）

**第九条**　第二条から第五条まで及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第二条から第四条までの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第二条第二項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第四項中「委員」とあるのは「部会に属する委員及び特別委員」と読み替えるものとする。

（細目）

**第十条**　この省令に定めるもののほか、審議会の会議の議事の手続の細目その他審議会の運営に関し必要な事項については、会長が審議会に諮って定める。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

（細目）

**第九条**　この省令に定めるもののほか、会議の議事に関する手続の細目については、会長が電波監理審議会に諮って定める。

（電気通信紛争処理委員会手続規則の一部改正）

**第五条**　電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （あっせんの申請）<br>**第四条**　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第一項又は第百五十七条の二第一項のあっせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。<br>２　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の三十八第一項又は第二項のあっせんの申請をしようとする者は、様式第二の申請書を委員会に提出しなければならない。<br>［３・４　略］<br>（仲裁の申請）<br>**第五条**　［略］<br>２　電波法第二十七条の三十八第四項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第五の申請書を委員会に提出しなければならない。<br>［３～５　略］<br>（申請の方法）<br>**第六条**　事業法第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第一項若しくは第百五十七条の二第一項、電波法第二十七条の三十八第一項若しくは第二項若しくは放送法第百四十二条第一項のあっせん又は事業法第百五十五条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第三項若しくは第百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十八第四項若しくは放送法第百四十二条第三項の仲裁の申請は、当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。 | （あっせんの申請）<br>**第四条**　電気通信事業法（以下「事業法」という。）第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第一項又は第百五十七条の二第一項のあっせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。<br>２　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の三十五第一項のあっせんの申請をしようとする者は、様式第二の申請書を委員会に提出しなければならない。<br>［３・４　同上］<br>（仲裁の申請）<br>**第五条**　［同上］<br>２　電波法第二十七条の三十五第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第五の申請書を委員会に提出しなければならない。<br>［３～５　同上］<br>（申請の方法）<br>**第六条**　事業法第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第一項若しくは第百五十七条の二第一項、電波法第二十七条の三十五第一項若しくは放送法第百四十二条第一項のあっせん又は事業法第百五十五条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第三項若しくは第百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十五第三項若しくは放送法第百四十二条第三項の仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。 |